

留学生の受入れ推進施策に関する
政策評価書
(要旨)

平成17年1月

総務省

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

留学生の受入れ推進施策については、「21世紀への留学生政策に関する提言」（昭和58年8月31日。21世紀への留学生政策懇談会（文部大臣の懇談会））、「21世紀への留学生政策の展開について」（昭和59年6月29日。留学生問題調査・研究に関する協力者（文部大臣の懇談会））及び「教育改革に関する第2次答申」（昭和61年4月23日。臨時教育審議会）において、「我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高めるとともに、国際理解、国際協調の精神の醸成、推進に寄与し、さらに、開発途上国の場合にはその人材養成に協力する」ことを目的とし、21世紀初頭に留学生の受入れ規模を先進諸国並みとするいわゆる「留学生受入れ10万人計画」の実施及びその推進が提言された。

国は、これら提言等を踏まえ、「臨時教育審議会の第2次答申に関する対処方針について」（昭和61年5月1日閣議決定）に基づき、関係省庁等の連携協力の下に、国費留学生数の増員、私費留学生への学習奨励費支給の拡大、留学生宿舍の整備、留学生の入国・在留に係る規制の緩和、国内外での留学希望者に対する情報提供・相談の実施等の留学生受入れ推進施策を実施している。

本評価書においては、これらの留学生受入れ推進施策を評価の対象としている。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（国土交通担当）

平成15年8月から17年1月

3 評価の観点

留学生受入れ推進施策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、一括して、全体として評価を行った。

4 政策効果の把握の手法

留学生数、国費留学生数及び私費留学生数の増減状況等について調査・分析
留学生、留学終了者（日本国内在住者、帰国者）、指導教職員及び企業へのアンケート調査により、留学動機や留学生受入れ施策に対する満足度等を調査・分析（注）

留学生の受入れに影響を及ぼす要因（外部要因）の把握・分析

留学生受入れに関する行政コスト等の把握・分析

（注）このアンケート調査は、以下の5つの部分によって構成されている。

) 留学生に対するアンケート調査(抽出調査対象者数 4,810 人。以下「在邦留学生に対するアンケート調査」という。)

) 留学終了者(国内在住者)に対するアンケート調査(抽出調査対象者数 270 人。以下「元留学生に対するアンケート調査」という。)

) 留学終了者(帰国者)に対するアンケート調査(抽出調査対象者数 1,300 人。以下「帰国留学生に対するアンケート調査」という。)

) 留学関係者(指導教職員)に対するアンケート調査(抽出調査対象者数 423 人。以下「留学生指導教職員に対するアンケート調査」という。)

) 留学生の採用実績のある企業に対するアンケート調査(抽出調査企業数 135 社。以下「留学生採用企業に対するアンケート調査」という。)

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価の企画立案及び評価書の取りまとめに当たって、政策評価・独立行政法人評価委員会及びその下に置かれている政策評価分科会の審議に付し意見を得た。

平成 15 年 7 月 25 日(金) 政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会
" 12 月 18 日(木) 第 27 回政策評価・独立行政法人評価委員会、政策
評価分科会及び独立行政法人評価分科会の合同会議
平成 16 年 10 月 8 日(金) 政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会

なお、上記委員会等における議事要旨及び議事録は、総務省ホームページに公表されている。(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku-hyoukai_inkai.htm)

6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した調査(アンケート調査を含む。)の結果のほか、主として以下の資料を使用した。なお、アンケート調査結果は、総務省ホームページ「政策評価結果」(http://www.soumu.go.jp/hyouka/kekatou_f.htm) の本評価書の項目を参照。

文部科学省「学校基本調査」等

法務省「出入国管理統計年報」、「在留外国人統計」等

第2 政策の概要

留学生受入れ推進施策は、上述第1の1のとおり、「我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高めるとともに、国際理解、国際協調の精神の醸成、推進に寄与し、さらに、開発途上国の場合にはその人材養成に協力する」ことを目的とし、21世紀初頭に留学生の受入れ規模を先進諸国並み（10万人）にすることを目標としていた。この目標を達成するため、国費留学生については、その受入れを拡充するとともに、それを呼び水として私費留学生（外国政府派遣留学生を含む。以下同じ。）の受入れを推進するとの私費留学生受入れの牽引力としての役割が期待されていた。

（1）国費留学生は、昭和29年に受入れを開始されたものであり、在外公館が公募等を行って推薦した者、外国大学と協定を結んでいる本邦の大学が推薦した者及び本邦の大学が推薦した在邦私費留学生の中から、文部科学省の選考により採用される（平成16年9月現在、国費留学生の内訳は、上記が約5割、が約4割、が約1割）。国費留学生には、7つの種類（研究留学生、教員研修留学生、学部留学生、日本語・日本文化研修留学生、高等専門学校留学生、専修学校留学生、ヤング・リーダーズ・プログラム（YLP）留学生）がある。

その主な金銭的支援の内容は、次のとおりである。

奨学金（平成16年度、大学院レベルは月額17万5,000円、学部レベルは月額13万5,000円）の支給

入学金・授業料については、国立大学等の場合は不徴収、公私立大学等の場合は、原則として文部科学省が負担

渡航のための往復航空券の支給

渡日一時金（一律2万5,000円）の支給

（2）私費留学生については、学業が優秀で、かつ、生活が困窮している者に対して、独立行政法人日本学生支援機構（以下「学生支援機構」という。）（注1）が学習奨励費（奨学金）を支給している。平成16年度における学習奨励費の金額は、大学院レベルで月額7万3,000円、学部レベルで月額5万2,000円である。また、私立の大学及び短期大学が授業料を減免した場合には、当該減免額の一部（平成16年度は、授業料の3割を限度）を文部科学省が補助している。

なお、学生支援機構は、本邦大学等における私費留学生の選考に資するため、日本留学試験（日本語能力及び基礎的教養に関する試験）（注2）を国内外で実施しており、また、同試験の成績優秀者に対して、学習奨励費の支給の予約（注3）を与えている。

- (注1) 日本学生支援機構とは、平成16年4月に、()特殊法人日本育英会が実施してきた奨学金貸与事業、()財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター等が実施してきた留学生交流事業及び()国が実施してきた学生支援事業を整理・統合し、設立された独立行政法人。私費留学生に対する学習奨励費の支給は、平成15年度以前は財団法人日本国際教育協会が実施。
- (注2) 日本留学試験は、平成14年度から財団法人日本国際教育協会が実施していたが、平成16年4月、学生支援機構に継承された。
- (注3) 日本留学試験の成績が優秀な者を対象に、大学等への入学を条件に入学前に学習奨励費の支給を約束することとしている。

(3) 以上のほか、各省では、留学生受入れについて次の推進施策を行っている。

外務省(本省及び在外公館)は、日本留学情報等の提供、国費留学生の募集、第一次選考、帰国留学生に対する帰国留学生会の組織化などの支援等を実施している。

法務省は、留学生に対する在留資格の付与、就労のための在留資格の変更等を実施している。

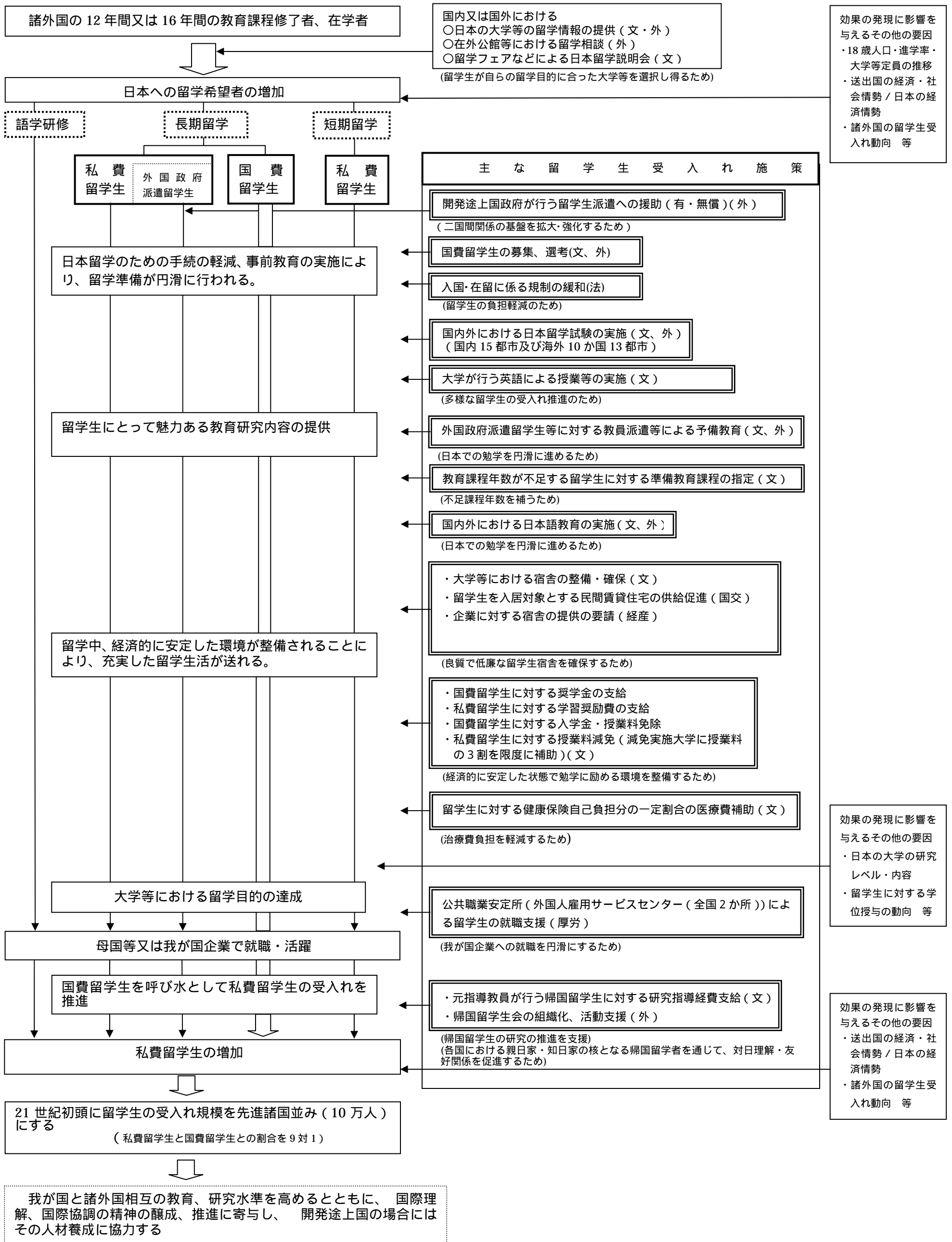
厚生労働省は、留学終了者に対する求人情報の提供、就職相談等を実施している。

経済産業省は、企業に対する宿舍の提供の要請を実施している。

国土交通省は、留学生を入居対象とする民間賃貸住宅の供給促進を実施している。

また、留学生の受入れ推進施策の脈絡及び関係施策の概要は、次表のとおりである

留学生の受入れ推進施策の脈絡図



(注) 1 当省の調査結果による。
2 凡例
法：法務省、外：外務省、文：文部科学省、厚労：厚生労働省、経産：経済産業省、国交：国土交通省

第3 政策効果の把握の結果

1 留学生受入れ目標の達成状況

(1) 留学生受入れ推進施策は、21世紀初頭に留学生の受入れ規模を先進諸国並みの10万人にすることを目標としており、留学生10万人を受け入れる際には、国費留学生と私費留学生の割合は1対9との見通しが立てられていた。

(2) 上記の目標等の達成状況等について把握した結果は、次のとおりである。

ア 我が国の留学生数をみると、昭和58年(1983年)に1万428人であったが、平成15年(2003年)には10万9,508人、16年には11万7,302人となっている。

なお、他の先進諸国と比較すると、留学生数及び高等教育機関在学者数に占める留学生数の割合はいずれも高いとはいえない。

イ 平成16年における国費留学生数と私費留学生数の割合をみると、国費留学生9,804人に対し私費留学生は10万7,498人で、その割合は、上記の見通しを若干上回る1対11.0となっている。

ウ 平成14年における各国の留学生の受入れ状況をみると、国費留学生数はアメリカが3,085人、イギリスが4,079人、ドイツが5,928人、フランスが1万156人であり、我が国(9,009人)はフランスと並んで国費留学生数が多い。

また、同時点における留学生数に占める国費留学生数の割合をみても、アメリカは留学生190人のうち国費留学生は1人、イギリスは60人に1人、ドイツは38人に1人、フランスは18人に1人であるのに対して、我が国は11人に1人であり、これらの先進諸国に比べて国費留学生の割合が高い。

(3) 以上のとおり、平成15年において10万人の留学生受入れの目標は達成された。なお、他の先進諸国と比較すると、留学生数及び高等教育機関在学者数に占める留学生数の割合はいずれも高いとはいえない。

一方、我が国は、国費留学生数及び留学生数に占める国費留学生数の割合とも、先進諸国に比べ高い水準となっている。

2 施策推進のための国の行政コスト等

(1) 留学生の受入れを推進するために国が投入している予算(行政コスト)等について把握・分析した結果は、次のとおりである。

ア 文部科学省の留学生受入れ推進関係予算は、昭和58年度の約77億円から平成15年度には約532億円と昭和58年度の約7倍となっている(昭和58年度から平成15年度までの留学生交流関係予算の合計額は約7,546億円)。

一方、外務省の留学生受入れ推進関係予算は、昭和 59 年度の約 500 万円から平成 15 年度には約 59 億円となっている（昭和 59 年度から平成 15 年度までの合計額は約 192 億円）。

両省の留学生受入れ推進関係予算の合計は、平成 15 年度では、約 591 億円となる（昭和 58 年度から平成 15 年度までの留学生交流関係予算の合計額は約 7,738 億円）。

イ 留学生に対する国の支援は多岐にわたっているが、このうち主要なものとして、奨学金の支給及び入学金・授業料の免除について、平成 14 年度における留学生 1 人当たりの国の年間支援額をみると、次のようになっている。

国費留学生（平成 14 年 9,009 人）は、大学院レベルで約 300 万円（奨学金及び入学金・授業料の免除額の合計）

私費留学生（平成 14 年 8 万 5,024 人）（注）は、1 万 900 人（12.8%）が学習奨励費の支給を受け、また、1 万 3,841 人（16.3%）が授業料の減免を受けている。この両方の支援を受けた者の場合は最高約 114 万円（学習奨励費の支給額及び授業料の減免に対する補助額の合計）

（注）私費留学生のうち外国政府派遣留学生は、学習奨励費支給及び授業料の減免の対象とされていないので、ここでは私費留学生数には含めていない。

ウ 調査対象とした 81 大学等のうち 38 校が、平成 15 年度において留学生に対する大学等の独自の奨学金（総額約 5 億円）を支給している。また、43 校が入学金の減免（総額約 3 億円）を、65 校が授業料の減免（総額約 138 億円）を行っている。

エ 調査対象とした 81 大学等に在籍する私費留学生に対し、平成 15 年度には、38 の地方公共団体が独自の奨学金（総額約 1.8 億円）を支給している。

（2）以上のとおり、平成 15 年度における国の留学生受入れ推進関係予算は約 591 億円となっており、国費留学生 1 人当たりの奨学金及び入学金・授業料の免除の合計額（約 300 万円）は、一部の私費留学生が受けている国の支援額（最高約 114 万円）よりも相当高いものとなっている。また、これら国からの支援のほか、大学等の独自の支援や地方公共団体による支援も行われている。

3 留学生受入れ目標達成の要因等

（1）留学生受入れ推進施策の目標達成の要因等を分析した結果は、次のとおりである。

ア 留学生数の推移をみると、平成 6 年から 9 年にかけて、国費留学生数は 6,880 人から 8,250 人に 19.9% 増加しているのに対し、私費留学生数は 4 万

6,907 人から 4 万 2,797 人に 8.8%減少しており、両者の動きは必ずしも連動していない。

イ 私費留学生数は、平成 9 年の 4 万 2,797 人から 15 年の 9 万 9,762 人に 133.1%増加している。これには、留学生の在留期間の延長（平成 11 年 10 月）大学等の在籍管理状況に着目した在留資格審査の簡素化（平成 12 年 1 月）等の入国・在留に係る規制の緩和が、大きく影響しているとみられる。

ウ 平成 15 年における留学生 10 万 9,508 人の 8 割は、中国（7 万 814 人、64.7%）及び韓国（1 万 5,871 人、14.5%）からの留学生である。中国及び韓国からの留学生は、昭和 59 年の 4,656 人から平成 15 年の 8 万 6,685 人（18.6 倍）に急増している。この原因について在日の中国と韓国の各大使館に照会したところ、経済発展に伴う高等教育に対するニーズの高まり、留学を経験していることが就職に有利と考えられていること等の影響が大きいとみられるとの回答を得た。

エ 留学生の出身国（159 か国）をみると、平成 15 年において、私費留学生数が国費留学生数の 10 倍以上の国（中国 39.5 倍及び韓国 15.3 倍）と 2 倍以下の国（インドネシア（1.5 倍）バングラデシュ（1.1 倍）フィリピン（0.5 倍、平成 13 年度））等に二極分化している。

また、国費留学生の出身国（平成 15 年では 141 か国）別構成比をみると、平成 15 年で中国 18.9%（1,740 人）韓国 10.5%（970 人）タイ 6.5%（604 人）インドネシア 6.0%（557 人）ベトナム 4.8%（445 人）となっており、これら上位 5 か国で全体の 46.7%を占めている。このことから、国費留学生は、特定の国の割合が高いといえる。

オ 調査対象とした 81 大学等において、留学生数に占める国費留学生数の割合をみると、3%以下の大学等（50 校、61.7%）と 20%超の大学等（24 校、29.6%）に二極分化している。

カ 在邦留学生に対するアンケート調査結果をみると、私費留学生（回答者総数 1,922 人）は、留学動機について、「日本語を学びたいから」（741 人、38.6%）「日本の文化に興味があったから」（620 人、32.3%）とした者が多く、「日本に留学していた人に勧められたから」（121 人、6.3%）とする者は少ない。帰国留学生に対するアンケート調査結果でも、同様の状況となっている。

（2）以上のとおり、我が国における留学生数は、様々な要因によって変動しており、昭和 58 年当時想定された国費留学生受入れの拡充が私費留学生受入れの増加を牽引するという状況は必ずしも明らかではない。留学生の出身国別にみると、私費留学生数が国費留学生数の 10 倍以上の国と 2 倍以下の国に二極分

化している。また、国費留学生は、特定の国の割合が高くなっている。

4 「我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高める」等の達成状況

(1) 留学生受入れ推進施策の目的である「我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高める」、「国際理解、国際協調の精神の醸成、推進に寄与する」及び「開発途上国の場合にはその人材養成に協力する」の達成状況について把握するため、在邦留学生（回答者総数 2,358 人）帰国留学生（同 322 人）留学生指導教職員（同 272 人）及び留学生採用企業（回答企業総数 40 社）に対してアンケート調査を行った。その結果は以下のとおりである。

ア 授業内容等に対する満足度について、在邦留学生に対するアンケート調査結果をみると、授業内容については 1,426 人（60.5%）教員の指導性については 1,554 人（65.9%）学校の設備等勉強環境については 1,740 人（73.8%）の留学生が「満足」又は「やや満足」としている。

イ 留学生の日本人学生に与える影響について、留学生指導教職員に対するアンケート調査結果をみると、「日本以外の国の文化を理解するのに役立つ」が 175 人（64.3%）「日本人学生の国際化に役立つ」が 170 人（62.5%）になっている。

ウ 留学生を採用した効果について、留学生採用企業に対するアンケート調査結果をみると、14（35.0%）の企業が「職場が活性化した」としている。

エ 帰国留学生に対するアンケート調査結果をみると、「日本への留学を勧めたいか」という問いに対して、国費留学生（回答者総数 150 人）の 128 人（85.3%）及び私費留学生（同 161 人）の 71 人（44.1%）が「勧めたい」としており、また、「日本での留学経験は役に立っているか」という問いに対して、帰国留学生は、「役に立っている」とする者が 226 人（70.2%）「少しは役に立っている」とする者が 46 人（14.3%）となっている。

(2) 以上のとおり、「我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高める」等 3 つの政策目的の達成状況については、留学生は授業内容等におおむね満足している、留学生の存在は日本人学生の国際化等に役立っている、帰国留学生の多くは、留学が役立っているとしている等の状況がみられることから、一定の効果が上がっているとみられる。

5 学業成績等留学生の質

(1) 学業成績等留学生の質の状況を、留学生の学位取得状況等によりみると、次のとおり、全体として低下している状況がみられる。

ア 留学生の学位取得状況

留学生の大学院における学位取得者は、平成 5 年度に 3,936 人であり、13 年度には 5,092 人、14 年度には 5,612 人となっている。一方、学位の取得率で見ると、5 年度に 90.5%であったが、13 年度には 69.6%、14 年度には 68.9%に低下している。

なお、日本人学生の大学院における平成 13 年度の学位取得率は、98.1%となっている。

イ 留学生の退学・除籍者数

調査対象とした 81 大学等の留学生の退学・除籍者率は、平成 10 年度に 3.1%（留学生数 1 万 8,984 人に対し退学・除籍者数 587 人）であったものが、14 年度は 6.0%（留学生数 3 万 2,755 人に対し退学・除籍者数 1,962 人）と大幅に増加している。

ウ 留学生の質の変化

留学生指導教職員に対するアンケート調査結果(回答者総数 272 人)では、最近の 5 年間から 10 年間における留学生の質の変化について、「少し悪くなっている」又は「かなり悪くなっている」とする者(合計 103 人、37.9%)が、「変わらない」とする者(68 人、25.0%)や、「少し良くなっている」又は「かなり良くなっている」とする者(合計 59 人、21.7%)を上回っている状況がみられた。

エ 留学生の不法残留者数

在留資格が「留学」とされている者で許可された在留期間経過後も不法に残留している者(不法残留者)は、平成 8 年の 8,406 人(留学生数 5 万 2,921 人、15.9%)から 13 年の 4,401 人(留学生数 7 万 8,812 人、5.6%)まで減少したが、その後増加に転じ、16 年には 6,672 人(留学生数 11 万 7,302 人、5.7%)となっている。

(2) 以上のとおり、留学生指導教職員に対するアンケート調査結果によると全体として学業成績等質が低下しており、留学目的である学位を取得できない者や不法残留者が増加している。

6 質の向上を図るための方策

(1) 質の向上を図るための方策について、留学生指導教職員に対するアンケート調査結果(回答者総数 272 人)をみると、「日本語能力の向上」とする者が 101 人(37.1%)、「奨学金の給付対象者数の増加」とする者が 79 人(29.0%)、「国費留学生について留学途中でその身分を見直し」とする者が 73 人(26.8%)

「私費留学生の入学試験を厳しくする」とする者が 58 人 (21.3%) となっている。

(2) 質の向上を図るための方策に関連して、国費留学生の選考及び私費留学生に対する学習奨励費の支給の在り方について、調査をした結果は、以下のとおりである。

ア 留学生指導教職員に対するアンケート調査結果では、国費留学生の選考について、「今のままでよい」とする者は 22 人 (8.1%) にすぎず、「どのように選考されているか分かりづらい」とする者が 123 人 (45.2%)、「選考に当たってもっと大学関係者の意見を入れるべき」とする者が 64 人 (23.5%)、「成績など客観的な基準で選考すべき」とする者が 62 人 (22.8%) となっており、選考の改善を求める意見が少なくない。

また、調査対象とした 57 大学のうち 11 大学において、平成 10 年度から 14 年度までの大使館推薦により受け入れた国費留学生で転学した者が少なくとも 12 人みられる。

イ 在邦留学生に対するアンケート調査結果では、留学生に対する奨学金等の金銭的支援について、国費留学生 (回答者総数 424 人) は 333 人 (78.5%) が「満足」又は「やや満足」としているが、私費留学生 (回答者総数 1,922 人) は「満足」又は「やや満足」とする者が 659 人 (34.3%) であり、「不満」又は「やや不満」とする者が 658 人 (34.2%) となっている。

在邦留学生に対するアンケート調査結果では、私費留学生 (回答者総数 1,858 人。外国政府派遣留学生等は除く。) は、学習奨励費の支給について、) 支給対象者の選考に当たっては、「学業成績を重視すべきである」とする者が 498 人 (26.8%) と最も多く、また、) 支給金額については、「金額は少なくとも多くの人に支給した方がよい」とする者が 577 人 (31.1%)、「成績の良い人に今より多い金額で支給した方がよい」とする者が 557 人 (30.0%) となっている。

なお、平成 15 年度に入学した留学生に対する学習奨励費の支給者数が 3,333 人であるのに対し、日本留学試験により学習奨励費の支給の予約を提供する枠は、年間 600 人とどまっている。

(3) 以上のとおり、質の向上を図るための方策としては、日本語能力に重点を置いた留学生の選考の改善及び私費留学生に対する学習奨励費の改善を求める意見が多い。留学生の選考については、国費留学生の選考に当たって大学関係者との調整の強化を求める意見が多い。学習奨励費については、優秀な者に重点的に支給すべしとする意見と、少額でも多くの人に支給すべしとする意見と

が拮抗している。

7 卒業後の活動の場の確保

(1) 留学生の中には、大学等で学んだ知識や技術などをいかして日本で就職することを希望する者がおり、これに対する支援も留学生受入れ推進施策の一部となっている。

(2) 在邦留学生（回答者総数 2,358 人）に対するアンケート調査結果では、645 人（27.4%）が我が国で就職を希望している。他方、平成 14 年度の卒業生数に対する国内就職者数の割合は 14.9% にすぎない。

帰国留学生（回答者総数 101 人）に対するアンケート調査結果では、「日本で就職しなかった理由」について、「日本で就職しようとしたが、求人がなかった」とする者が 18 人（17.8%）、「日本での就職の情報がなかった」とする者が 8 人（7.9%）、「日本での就職あっせんがなかった」とする者が 7 人（6.9%）となっている。

調査対象とした 81 大学等のうち、「留学生が日本で就職できない理由」について回答した 38 大学等においては、10 大学等（26.3%）が、「留学生の希望条件と企業の採用方針との違い」を主な理由として挙げており、企業と留学生との間に職種、勤務地等採用条件についてのミスマッチがあるとみられる。

(3) 厚生労働省の公共職業安定所の内部組織である外国人雇用サービスセンター（全国で東京都と大阪府の 2 か所に設置）では、職業相談・職業紹介等を行っている。同センターにおける留学生求職者数は、平成 12 年度の 1,557 人から 15 年度の 4,047 人へと増加しており、紹介件数も 12 年度の 1,406 件から 15 年度の 4,936 件へと増加している。また、就職成立件数は平成 15 年度で 148 件であり、求職者数に対する就職成立件数の割合は 3.7% となっている。

外国人雇用サービスセンターは、求人情報の概要をホームページに掲載しており、留学生が同センターの職業紹介を受けるためには、これらのセンターに出向いて又は郵送により求職の登録をした上、該当のセンターから紹介してもらう仕組みとなっている。

(4) 在邦留学生（回答者総数 645 人）に対するアンケート調査結果では、「我が国で就職する上で希望する支援」について、「大学による日本の企業への就職紹介」とする者が 289 人（44.8%）と最も多い。

また、留学生指導教職員（回答者総数 272 人）に対するアンケート調査結果でも、「今後留学生に対して充実すべき支援」について、「日本企業での就職希

望者への職業紹介等」とする者が85人(31.3%)となっている。

一方、各大学等のほとんどは、留学生に対して学内専担部署の設置等我が国での就職に関する一定の支援を行っており、また、外国人雇用サービスセンターにおいても、希望する大学等へ求人情報等の提供を行っている。しかしながら、両者の連携は現状では十分とはいえない状況がみられる。

- (5) 以上のとおり、我が国で就職を希望する留学生が増加しているが、必ずしも希望どおり就職できない状況がみられる。また、大学等による職業紹介を希望する者が多いにもかかわらず、外国人雇用サービスセンターと大学等との連携は現状では一部にとどまっており十分とはいえない状況がみられる。

第4 評価の結果及び意見

1 評価の結果

「我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高めるとともに、国際理解、国際協調の精神の醸成、推進に寄与し、さらに、開発途上国の場合にはその人材養成に協力する」ことを目的とし、21世紀初頭に留学生受入れの規模を先進諸国並み(10万人)にすることを目標とした留学生の受入れ推進施策の評価結果は、以下のとおりである。

(1)平成15年において10万人の留学生受入れの目標は達成された。なお、他の先進諸国と比較すると、留学生数及び高等教育機関在学者数に占める留学生数の割合はいずれも高いとはいえない。

一方、我が国は、国費留学生数及び留学生数に占める国費留学生数の割合とも、先進諸国に比べ高い水準となっている。

(2)平成15年度における国の留学生受入れ推進関係予算は約591億円となっており、国費留学生1人当たりの奨学金及び入学金・授業料の免除の合計額(約300万円)は、一部の私費留学生が受けている国の支援額(最高約114万円)よりも相当高いものとなっている。

また、これら国からの支援のほか、大学等の独自の支援や地方公共団体による支援も行われている。

(3)我が国における留学生数は、様々な要因によって変動しており、昭和58年当時想定された国費留学生受入れの拡充が私費留学生受入れの増加を牽引するという状況は必ずしも明らかではない。留学生の出身国別にみると、私費留学生数が国費留学生数の10倍以上の国と2倍以下の国に二極分化している。

また、国費留学生は、特定の国の割合が高くなっている。

(4)「我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高める」等3つの政策目的の達成状況については、留学生は授業内容等におおむね満足している、留学生の存在は日本人学生の国際化等に役立っている、帰国留学生の多くは、留学が役立っているとしている等の状況がみられることから、一定の効果が上がっているとみられる。

(5)留学生指導教職員に対するアンケート調査結果によると全体として学業成績等質が低下しており、留学目的である学位を取得できない者や不法残留者が増加している。

(6)質の向上を図るための方策としては、日本語能力に重点を置いた留学生の選考の改善及び私費留学生に対する学習奨励費の改善を求める意見が多い。

留学生の選考については、国費留学生の選考に当たって大学関係者との調整

の強化を求める意見が多い。

学習奨励費については、優秀な者に重点的に支給すべしとする意見と、少額でも多くの人に支給すべしとする意見とが拮抗している。

(7) 我が国で就職を希望する留学生が増加しているが、必ずしも希望どおり就職できない状況がみられる。

また、大学等による職業紹介を希望する者が多いにもかかわらず、外国人雇用サービスセンターと大学等との連携は現状では一部にとどまっており十分とはいえない状況がみられる。

2 意見

留学生受入れ推進施策は、教育・研究水準の向上、国際理解の推進及び人材養成への協力のため重要であるが、10万人受入れ目標は達成され、他方、留学生の質の低下が懸念されていることから、今後は、厳しい財政状況も考慮しつつ、国費の使用については質の向上へ重点を移すことが必要である。

この観点から、国費留学生については、役割、規模、国別割合及び選考・受入れ過程を見直す（後発開発途上国については、相手国の事情に応じ一定の配慮）とともに、私費留学生については、質の向上を図りつつ、効率的にそれが達成されるよう、支援の在り方を見直すことが課題である。

また、留学生の我が国社会における活動の場を確保するための支援も課題である。

なお、上記の課題に関し、具体的方策として検討が必要と考えられるものを参考として例示すれば、別紙のとおりである。

(別紙)

〔国費留学生について〕

その主たる役割を私費留学生の呼び水から優秀な留学生の確保重視に移行
支援策の規模の拡大を抑制するとともに、国別割合の見直し（後発開発途上国に
ついては、相手国の事情に応じ一定の配慮）
選考方法の改善及び推薦された者と受入れ機関との事前調整の充実

〔私費留学生について〕

学習奨励費の一律支給方式の見直し
学習奨励費の支給に当たって日本留学試験の活用
入国管理局の厳格な入国審査の維持

〔国費留学生・私費留学生共通〕

大学等と入国管理局の連携の強化（大学等から入国管理局への中途退学者等の迅速な通報及び大学等から中途退学者及び卒業生への帰国指導）
外国人雇用サービスセンターと大学等との連携強化